

建築基準法（以下「法」という。）第70条第1項の規定に基づき提出されました次の建築協定書について、法第73条第1項の規定により当該建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定に基づき公告します。

その建築協定書は、法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において一般の縦覧に供します。

平成25年6月18日

京都市長 門川 大作

1 建築協定の名称

京都市西京区桂坂さつき北第2地区建築協定

2 申請者の氏名

味田 良夫

3 建築協定区域

京都市西京区大枝北沓掛町2丁目13番地1から13番地3まで、同区同町3丁目13番地1及び13番地2並びに同区同町4丁目36番地1、36番地2、37番地4から37番地26まで、37番地28、37番地30、37番地32及び37番地34

4 建築協定区域隣接地

京都市西京区大枝北沓掛町4丁目37番地1から37番地3まで

5 建築協定の事項

建築物の敷地、位置、用途、形態、意匠及び建築設備

6 協定の期間

10年間

7 認可年月日及び番号

平成25年6月18日付け第13-001号

8 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日を除く日の午前8時45分から午後5時30分まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(都市計画局建築指導部建築指導課)